

岩手県監査委員告示第49号

監査結果の公表（平成22年岩手県監査委員告示第10号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成22年12月7日

岩手県監査委員 千葉 康一郎  
岩手県監査委員 樋下 正信  
岩手県監査委員 伊藤 孝次郎  
岩手県監査委員 工藤 洋子

1 監査対象機関名 岩手県立農業大学校

2 監査実施日

(1) 予備監査実施日 平成21年11月26日

(2) 本監査実施日 平成22年1月28日

3 監査結果の公表の日 平成22年3月5日

4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
役務費の支出に当たり、履行確認後相当期間経過してから支出しているものが1件、97,350円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	支出遅延があった相手方に対し、今後速やかに請求書を提出するよう要請を行うとともに、学内のチェック体制を強化することにより再発防止に努める。